

資料編

資料編

1 子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

各務原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 地域において子育て支援活動を行う者
- (4) 子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(2) 委員名簿

■ 各務原市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月現在）（敬称略）

	団体等	氏名
会長	中部学院大学 教育学部 子ども教育学科 教授	西垣 吉之
副会長	東海学院大学人間関係学部 子ども発達学科 准教授	杉山 章
	市民委員	黒井 尚美
	市民委員	河田 吏司
	市民委員	大堀 初島
	市民委員	近藤 亜矢子
	民生委員児童委員協議会 代表（令和元年12月1日～）	古川 豊
	主任児童委員 代表（令和元年12月1日～）	山田 真紀
	赤ちゃん訪問スタッフ	竹内 育美
	小中学校校長会 代表（平成31年4月1日～）	鷲見 隆司
	医師会 代表（令和元年10月1日～）	小林 由季
	岐阜県助産師会 代表	赤塚 庸子
	子ども会育成協議会 代表（令和元年10月1日～）	川島 光美
	私立幼稚園連合会 会長	杉山 一夫
	私立幼稚園父母の会代表（平成31年4月1日～）	北薊 温美
	私立保育所 園長会代表	川島 俊樹
	私立保育所 保護者代表	舟渡 裕子
	(株)八幡ねじ	山田 正継
	(株)緑水庵	藤吉 里美
	連合岐阜中濃地域協議会 事務局長 （令和元年12月1日～）	隣垣 学

■ 審議に携わっていただいた方々（元各務原市子ども・子育て会議委員）（敬称略）

	団体等	氏名
	市民委員（令和元年9月30日まで）	森 洋子
	民生委員児童委員協議会 会長（令和元年11月30日まで）	森 勇
	主任児童委員 部会長（平成31年3月31日まで）	高橋 美香
	主任児童委員 部会長（平成31年4月1日～令和元年11月30日まで）	澤村 伸枝
	小中学校校長会 代表（平成31年3月31日まで）	小林 宏行
	子ども会育成協議会 代表（令和元年9月30日まで）	高木 美穂
	私立幼稚園父母の会代表（平成31年3月31日まで）	大森 智子
	連合岐阜中濃地域協議会 事務局長（令和元年11月30日まで）	川尻 史朗

■ 事務局名簿

役職	氏名
健康福祉部 参与	山下 修司
健康福祉部 次長兼健康管理課 課長	永井 昭徳
子育て支援課 課長	波多野 達也
子育て支援課 参事（子育て支援係長事務取扱）	樋口 理江
子育て支援課 参事（幼保未来応援室長兼幼保未来応援係長事務取扱）	川崎 篤
子育て支援課 主幹	平岡 康代
子育て支援課 主幹（子育て相談係長事務取扱）	長縄 睦
子育て支援課 幼保支援係長	苅谷 智子
子育て支援課 子育て支援係	平野 美帆

(3) 会議開催日と審議内容

	日付	審議内容
第1回	平成30年 10月2日	「各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」調査内容について
第2回	平成31年 2月21日	「各務原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果報告について
第3回	令和元年 5月29日	第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について 第1章 計画策定にあたって 第2章 子ども・子育て支援の現状 第3章 計画の基本的な考え方
第4回	令和元年 8月6日	第1期各務原市子ども・子育て支援事業計画における平成30年度・令和元年度の事業実施状況、5年間の事業評価について
第5回	令和元年 9月19日	第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について 第4章の1 施策の体系と展開
第6回	令和元年 12月18日	第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について 第4章の2 貧困世帯の子どもへの支援（子どもの貧困対策計画）
第7回	令和2年 1月15日	第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）について 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保方策 第6章 計画の推進
第8回	令和2年 2月20日	パブリックコメントの結果報告について 第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）完成報告

【市長完成報告】

令和2年2月20日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市子ども・子育て会議
会長 西垣 吉之

第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（案）完成報告について

第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の策定について、審議を重ねた結果、次のとおり計画（案）をとりまとめましたので報告します。

計画概要

本計画（案）は、第1期計画を踏襲しつつ、平成30年度に実施した各種調査により把握した市民ニーズや課題を踏まえ、見直しを行いました。

本計画（案）では、「すべての子どもと親が幸せを実感できるまち～子どもと家族の笑顔を地域全体で育むために～」を基本理念に掲げ、基本理念の実現に向けて必要な施策を基本目標ごとに体系的に示しました。よりきめ細かく温かい子育て支援の充実を図るため、市民や地域の団体、企業や行政等がそれぞれの特性を生かしながら連携して各種施策を推進していくことを明記しております。

さらに、新たに「子どもの貧困対策計画」を策定し、本計画（案）の一部として組み込むこととしました。基本理念を「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」とし、基本理念と3つの基本方針を踏まえ、子どもの貧困対策に取り組むための視点を6つの分野にまとめました。施策については、本市の子どもの貧困対策に資する取り組みを改めて整理しております。

また、教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保につきましては、保護者や子どもの移動の利便性に着目し市を東西に分けた区域設定としたほか、潜在的待機児童の解消及び育児休業取得時の0～2歳児の継続利用が可能となるよう、より利用者のニーズに応えた内容としております。

本計画を通して、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、市民や地域の団体、企業や行政等が一丸となって施策に取り組むことにより、子ども・子育て支援の推進に資することを期待し、完成報告とさせていただきます。



第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行者 各務原市 子育て支援課

住所 〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL 058-383-1555 FAX 058-383-6365

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>
